

## 都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更の理由書

### 1. 案件名

函館圏都市計画道路の変更（函館市決定）

### 2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

### 3. 都市計画変更の内容

- |              |  |
|--------------|--|
| 3・2・1 2号高田屋通 | : 一部区域の変更（隅切りの変更）  |
| 3・4・3 5号表参道  | : 構造の変更（平面交差箇所減 1箇所）   |
| 3・6・6 7号日暮し通 | : 起点の変更（延長減 約780m）<br>幅員の変更（代表幅員 8m→11m）<br>構造の変更（平面交差箇所減 1箇所） |

### 4. 都市計画変更の理由

本市では、市内の都市計画道路のうち、都市計画決定以降、長期にわたり事業が未着手の路線・区間について、社会情勢の変化に対応した道路網を再構築するために都市計画道路の見直しを進めており、市で策定した「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針（平成21年4月）」に基づいて今回変更する路線の必要性を検証した結果、都市計画道路3・6・6 7号日暮し通については、将来交通量が少なく道路網ネットワークとしての必要性が低い区間を廃止することとし、起点位置を変更するとともに代表幅員および構造（交差箇所）を変更するものである。

また、3・6・6 7号日暮し通の一部区間の廃止に伴い、3・2・1 2号高田屋通の隅切り部を廃止するため一部区域を縮小変更し、3・4・3 5号表参道の交差箇所の数を変更するものである。